

令和7年度答申第82号
令和8年2月13日

諮問番号 令和7年度諮問第127号（令和7年12月23日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給の申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練及び公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を同法2条で定める特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給することができる旨規定し、同法7条2項は、給付金の

支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定する。

- (2) これを受けて、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）10条は、求職者支援法7条1項に規定する給付金は、職業訓練受講手当、通所手当及び寄宿手当とすると規定する。
- (3) 求職者支援規則11条1項は、職業訓練受講手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において同項各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給する旨規定し、同項7号は、実施日が特定されていない科目を含む認定職業訓練等にあつては、当該認定職業訓練等を行う者が定める時間数当該認定職業訓練等を受講していること。ただし、やむを得ない理由により受講しなかった時間数がある場合（実施日が特定されていない科目を受講しなかった時間数が、当該認定職業訓練等を行う者が定める実施日が特定されていない科目の時間数を、給付金支給単位期間の日数から日曜日等の日数を減じた日数で除して得た時間数に、実施日が特定されていない科目を受講しなかったことにつきやむを得ない理由のある日数を乗じて得た時間数を超える場合を除く。）にあつては、当該認定職業訓練等を受講した時間数の当該認定職業訓練等を行う者が定める時間数に占める割合が100分の80以上であることを掲げている。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 特定求職者である審査請求人は、令和7年4月17日、認定職業訓練を開始した。当該訓練は、「B科」（以下「本件訓練」という。）であり、訓練期間は、同日から同年7月22日までであった。

（就職支援計画書）

- (2) 審査請求人は、令和7年4月22日の対面指導をパソコンの誤操作（ZOOMの入室場所の誤り）のため5分遅刻し、同月29日の対面指導を体調不良及びパソコンの誤操作（ZOOMの入室場所の誤り）で7分遅刻した。

（職業訓練受講給付金支給申請書、遅刻届（令和7年4月29日付け）2通、
相談記録（令和7年5月23日付け））

- (3) 審査請求人は、令和7年5月23日付けで、処分庁に対し、本件訓練に

係る支給申請の対象となる訓練期間を同年4月17日から同年5月16日まで（以下「本件支給単位期間」という。）として給付金の支給申請（本件申請）をした。

（職業訓練受講給付金支給申請書）

- （4）処分庁は、令和7年5月26日付けで、本件申請に対し、「やむを得ない理由以外で、対面授業に遅刻したため」との理由を付して、本件不支給決定をした。

（職業訓練受講給付金不支給決定通知書）

- （5）審査請求人は、令和7年8月22日、処分庁を経由して審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

（審査請求書）

- （6）審査庁は、令和7年12月23日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

4 審査請求人の主張の要旨

以下のとおり、本件不支給決定の取消しを求める。

- （1）令和7年4月22日は、ZOOMを使用して対面指導を受けることとなっており、開始時刻の前からAの部屋で待機していたところ、私が対面指導を受ける部屋はBであり、開始時刻の1分前に訓練施設からBの部屋に入るようLINEで連絡が来ていたが、気が付かなかった。LINEに気が付いてBの部屋に入ったが5分ほど遅刻してしまった。

私が間違えて別の部屋に入ったことは認めるが、対面指導の先生も間違える人がよくいると発言している上、対面指導の案内資料が見つらいということも原因であると思われ、訓練施設側にも問題があるのではないかと。私が、対面指導の案内資料の記載の仕方について訓練施設に提案したところ、提案どおりにすぐに変更された。

今回遅刻した理由は、やむを得ない理由に該当しないとのことだが、上記のとおり訓練施設側にも問題があるのであるから、やむを得ない理由に該当するのではないかと。

- （2）令和7年4月29日は、体調不良により朝起きることが出来なかったため、対面指導の開始時刻に間に合わず遅刻してしまった。

私は、うつ病ということもあり、いつ体調が崩れるかなど予測することはできない。毎月1回病院で受診しており、令和7年4月28日にも受診

していた。私のような症状を持っている場合の体調不良は、やむを得ない理由に該当するのではないか。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 求職者支援規則の規定を受けて、本件不支給決定当時の給付金の支給に係る出席要件の詳細については、求職者支援制度業務取扱要領（「求職者支援制度業務取扱要領」等の改正について（令和7年3月31日付け職発0331第13号、開発0331第9号厚生労働省職業安定局長・人材開発統括官連名通達）別添。同年4月1日施行。以下「求職者支援要領」という。）において規定されている。

実施日が特定されていない科目を含む求職者支援訓練等の給付金の支給要件については、求職者支援要領10041（1）へにおいて、求職者支援規則11条1項7号と同旨規定されている。

また、求職者支援要領10042（2）チにおいて、認定職業訓練等を受講しなかったことの「やむを得ない理由」については、「当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため。」などと規定されており、求職者支援要領10042（2）リ（イ）から（ニ）までに示されている証明書類を必須の添付書類として求めて判断すると規定されている。

- 2 審査請求人が本件支給単位期間において本件訓練を欠席した日は以下のとおりである。

令和7年4月22日（パソコン誤操作のため遅刻）

同月29日（体調不良及びパソコン誤操作のため遅刻）

- 3 対面授業の入室先については、訓練施設担当者から入室の誤りがないよう受講生に周知しており、審査請求書の添付資料である対面スケジュールと対面指導URL（訂正前）にも、審査請求人の出席すべき日時、当該日時に対応するURLが明記されている。したがって、当該記載が見つらいとして対面指導のURLを間違えたことによる遅刻は、求職者支援要領10042（2）チに記載されているやむを得ない理由に該当せず、また、それら以外の理由で、やむを得ない理由とすることが適当であるとは認められない。よって、令和7年4月22日の遅刻はやむを得ない理由によるものではない。

また、令和7年4月29日の遅刻は、審査請求人から体調不良があった旨の発言があるものの、同月22日と同様に入室先を間違えたことも発言されており、やむを得ない理由によるものではない。

- 4 以上により、処分庁が行った本件不支給決定は正当なものであり、本件審査請求には理由がないため棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

- 2 本件不支給決定の違法性又は不当性について

- (1) 上記第1の2(3)のとおり、給付金の支給を受けるためには、実施日が特定されていない科目を含む認定職業訓練等にあつては、当該認定職業訓練等を行う者が定める時間数当該認定職業訓練等を受講していることが原則として求められている(求職者支援規則11条1項7号本文)。

求職者支援制度は、訓練受講を通じて求職者を就職に結び付けていくことを目的とするものであり、また、訓練は、その期間中の一貫したプログラムに沿って実施されるものであつて、これを全て受講することによってその成果が上がるものであることからすれば、全ての訓練に出席することが当然の前提とされているものと考えられる。そうすると、給付金の支給要件に定める「当該認定職業訓練等を行う者が定める時間数当該認定職業訓練等を受講していること」とは、当該認定職業訓練等を行う者が定める全ての訓練時間についてその開始から終了まで受講することを厳格に要求する趣旨であると解される。

その上で、求職者支援規則11条1項7号ただし書は、やむを得ない理由により受講しなかった時間数がある場合にあつては、当該認定職業訓練等を受講した時間数の当該認定職業訓練等を行う者が定める時間数に占める割合が100分の80以上であることをもって要件を満たす旨を定めている。

これは、社会通念上「やむを得ない理由」によって欠席した場合にまで、全ての訓練実施日に出席していないとして給付金を不支給とすることは酷であることから、「やむを得ない理由」による欠席がある場合については8割以上の出席をもって出席要件を満たすこととしたものである。

そして、厚生労働省が、求職者支援規則11条1項7号ただし書の「やむを得ない理由」につき、合理性があると認められる求職者支援要領(10042(2)チ)において、「(イ)当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため。」等のほか、「(ヲ)上記(イ)～(ル)に準ずるものであつ

て、社会通念上やむを得ないと認められる理由」を掲げていることに鑑みると、求職者支援要領に記載された具体的な理由は例示列举であり、「やむを得ない理由」に該当するか否かは、社会通念に照らし、列举された理由と同程度に、出席を求めることが酷であると考えられる理由か否かによって判断するのが相当である。

(2) 本件不支給決定は、令和7年4月22日及び同月29日に実施された本件訓練（ZOOMを使用したオンラインの対面指導）に審査請求人が遅刻した理由が、「やむを得ない理由」によるものではないとして行われたものである。

ア 審査請求人は、令和7年4月22日の遅刻について、間違えてZOOMの別の部屋に入ったことは認めるが、訓練施設の担当者も同じように間違える人がよくいると発言している上、対面指導の案内資料が見つらいということも原因であると思われ、訓練施設側にも問題がある旨主張する。

しかし、審査請求人の対面指導の予定日時が記載された対面スケジュール及び対面指導時に入室するZOOMのURLが記載された対面指導URL（訂正前）によれば、令和7年4月22日の対面指導は、4限目14時から15時までであり、当該日時に対応するZOOMのURLが記載されており、容易に判別することができることから、訓練施設側に問題があったとは認められず、「やむを得ない理由」による遅刻と認めることはできない。

イ また、審査請求人は、令和7年4月29日の遅刻について、体調不良により朝起きることが出来なかったが、持病（うつ病）があるため、いつ体調が崩れるかなど予測することはできないことから、やむを得ない理由に該当する旨主張する。

求職者支援要領10042（2）チ（イ）において、当該特定求職者本人の疾病又は負傷は「やむを得ない理由」に該当する旨規定しているところ、確かに「うつ病による体調不良」が真実と認められれば、やむを得ない理由があると認められる余地がある。しかしながら、審査請求人提出の証明書類によっても、当日の遅刻の原因がうつ病による体調不良によるものか判然としないから、「やむを得ない理由」による遅刻と認めることはできない。

3 付言

本件不支給決定の通知書の支給しない理由欄には、「やむを得ない理由以外で、対面授業に遅刻したため」と記載されているところ、本件支給単位期間における遅刻は、令和7年4月22日及び同月29日と複数あるのであるから、いずれの日の遅刻がやむを得ない理由以外の遅刻であったかを根拠法条とともに示すべきである。理由の記載方法として改善が求められる。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	田	澤	奈	津	子
委	員	下	井	康	史	
委	員	羽	田	淳	一	